

第20回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月27日(水)午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第20回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総

会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 番号1については、中間管理事業により、別の耕作者に設定されるものであり、この後の議案第3号にて説明します。

番号2、3は農協転貸の解約の案件となります。先月の総会でもありましたホールクロップサイレージの作付けを予定しています。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書4ページからご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、平成7年に物置、平成22年に車庫を建築しておりました。平成12年に相続により土地を取得しましたが、隣接地が宅地となっており、一体的に利用していたことから申請地を宅地と誤って認識し、農地法の許可が不要であると勘違した結果、無断転用となってしまったとのことです。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該申請地は農用地区域外であり、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、500メートル以内に小学校、医療施設等の施設があることから「第3種農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われれます。

説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

5 番 4月11日（月）に現地確認をしてみました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人本人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありませんが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり、第3種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われれます。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書5ページをご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請内容は、町の定住事業として永住のための住宅を建てる宅地分譲9区画とその宅地内の道路を建設するというものです。完了予定は令和5年6月30日となっております。

なお、判断基準から見た当該申請地は農用地区域外であり、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ、500メートル以内に小学校、医療施設等の施設があることから「第3種農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われま。

説明は以上です。

議長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

5番 4月13日（水曜日）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりで補足等はありませんが、先ほどの事務局の説明のとおり、第3種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま。

説明は以上です。

議長 本案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

田中委員 周辺の農地は全て町が買収したのか。

事務局 隣接地に農地は残っております。

森山委員 今回、買収されずに残る農地があるのは何か理由があるのか。

事務局長 町としては、1区画当たりの面積を考慮し、事業計画上必要な分を買収するため現在の事業範囲となったと考えられます。

今後、第3期と計画が進むようであれば、残りの部分を買収し事業を行うことがあるかもしれませんが、現在、そのような計画は聞いておりません。今回はあくまで申請部分までの計画になるとのことです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明します。議案書6ページからご覧ください。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、7件の申請があり、中間管理事業が3件、利用権の新規設定が4件となっております。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第3号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。
説明は以上です。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

森山委員 番号1の譲渡人に関する上中条地内の農地が作付けされていない様子である。

内藤会長 去年は、トラクターを入れて耕運するなどして維持管理は行っていたが、今年はまだされていない。今後の状況について注視していく必要がある。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明します。先ほど許可を得ました議案第3号から、中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 農用地利用配分計画は新潟県が公告（告示）し、決定しますが中間管理機構の要請により市町村（出雲崎町農業再生協議会）が農用利用配分計画案を作成するときは、農業委員会の意見を聴くことになっており、委員のみなさんに把握していただくため、この場で報告させていただきました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第20回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年4月27日

議長 ⑩

議事録署名委員
2番 ⑩

議事録署名委員
4番 ⑩